

令和7年第12回笠松町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年12月4日(木) 午前8時50分から午前9時10分

2. 開催場所 笠松町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員(12人)

議長	10番	近藤 秀隆
議席	1番	奥村 彰朗
議席	2番	森 とみ子
議席	5番	棚橋 久美子
議席	6番	棚橋 武
議席	8番	渡邊 義一
議席	9番	岩村 好廣
議席	11番	松原 克雄
議席	12番	加藤 孔仁
議席	13番	松原 秀昭
議席	14番	松原 孝治
議席	15番	小野木 武光

4. 欠席委員

議席	3番	伊藤 暁
議席	4番	足立 幸隆
議席	7番	柴田 敏夫

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	西川 雪秀
書記	田中 裕介
書記	吉田 知起

6. 議事日程

- ・議案第18号 農地法第3条買受適格証明について
- ・議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- ・報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- ・報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による通知について

7. 会議の概要

議長	<p>令和7年第12回笠松町農業委員会を開催する旨を述べた。 挨拶を述べた。</p> <p>議事に移る旨を述べ、日程第1「議事録署名委員の指名について」、会議規則第8条の規定により議事録署名委員を5番棚橋久美子委員、12番加藤孔仁委員を指名してよいか諮ったところ異議がなかった。</p> <p>次に、日程第2 議案第18号「農地法第3条買受適格証明について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【議案第18号 朗読】</p> <p>証明願事由は競売参加であり、岐阜地方裁判所において公告されている入札に参加するためには、農業委員会の買受適格証明が必要であるため出願願が提出されたこと、また、出願者の農機具保有状況、年間従事計画及び申請地について説明し、出願人に買受適格があることを説明した。</p>
議長	<p>説明に対する質疑・意見があるか諮った。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>議案第18号について、原案のとおり許可することに異議がないか諮った。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>議案第18号については、原案のとおり許可するものとして、 続いて、日程第3 議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を事務局へ説明を求めた。</p> <p>なお、議案第18号は議席8番渡邊委員に関連するため、退席を求めた。</p>
事務局	<p>【議案第19号 番号1, 2朗読】</p> <p>農地の所有権移転であり、申請者の情報等について説明した。</p>
議長	<p>説明に対する質疑・意見があるか諮った。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>議案第19号について、原案のとおり許可することに異議がないか諮った。</p> <p>(異議なし)</p>

議 長	<p>議案第19号については、原案のとおり許可するものとして、議席8番渡邊委員の復席を認めた。</p> <p>続いて、日程第4 議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【議案第20号 番号1, 2朗読】</p> <p>申請事由は、番号1は駐車場及び資材置場、番号2は太陽光発電施設であり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。また、番号2は他の候補地と比較検討した選定理由書が添付されていることを説明した。</p>
議 長	<p>担当地区委員の補足や、説明に対する質疑・意見があるか諮った。</p> <p>(意見等なし)</p>
議 長	<p>議案第20号について、原案のとおり許可することに異議がないか諮った。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第20号については、原案のとおり許可するものとして、</p> <p>続いて、日程第5 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。</p> <p>【報告第1号 番号1, 2, 3, 4, 5朗読】</p> <p>相続によって農地を取得し農業委員会に届出されたものであり、番号1, 2, 3, 4, 5については行政書士等を通じて引き続き適正に管理するよう依頼した旨説明した。</p>
議 長	<p>事務局からの説明を受け、質疑・意見を確認した。</p> <p>(意見等なし)</p>
議 長	<p>続いて、日程第6 報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【報告第2号 朗読】</p> <p>申請事由は、長屋住宅であり、周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及</p>

議 長	<p>び排水計画について説明した。</p> <p>担当地区委員の補足や、説明に対する質疑・意見があるか諮った。</p> <p>(意見等なし)</p>
議 長	<p>続いて、日程第7 報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【報告第3号 番号1, 2, 3, 4, 5朗読】</p> <p>申請事由は、番号1は宅地、番号2は一般個人住宅及び駐車場、番号3は住宅の庭、番号4は家庭菜園、番号5は駐車場であり、周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。</p>
議 長	<p>担当地区委員の補足や、説明に対する質疑・意見があるか諮った。</p> <p>(意見等なし)</p>
議 長	<p>以上をもって、本日の議案の審議ならびに報告事項を全て終了し、令和7年第12回農業委員会を閉会する旨述べた。</p>

以上は、会議の概要を記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和8年1月8日

議 長 佐藤 裕隆

委 員 加藤 弘仁

委 員 棚橋 久美子